第１４号様式（第８条関係）
（その１）



平成　28　年分
（　　開催分）

収　支　報　告　書

1. 政治団体の名称（ふりがな）　ぜいりしによるたけまさこういちこうえんかい　税理士による武正公一後援会

2. 主たる事務所の所在地　さいたま市緑区東浦和９－１７－２０

3. 代表者の氏名　平山正夫

4. 会計責任者の氏名　栗原靖治

事務担当者の氏名
栗原靖治
（電話）　０４８－８１５－５５５０

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別） （現職・候補者等）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 武正公一
公職の種類（現職・候補者の別） 衆議院議員　（現職・候補者等）

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード	団体コード
100330	209590

収受	入力	枚数	
中川		11	6

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

収　支　の　状　況

（その２）

1. 収支の総括表

収　入　総　額	十億 百万 千 円 622,458
（前年からの繰越額）	231,444
（本年の収入額）	391,014
支　出　総　額	320,504
翌　年　へ　の　繰　越　額	301,954

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	十億 百万 千 円 190,000
員　数	38人

(2) 寄　附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	十億 百万 千 円	
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附		
(ｳ) 政治団体からの寄附	~~108,000~~	
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	~~108,000~~	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		
イ 政党匿名寄附		
合　計　(ア＋イ)	~~108,000~~	

（その６）

(6)　その他の収入		
摘　　要	金　　額 十億　百万　千　円	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	98,014	
合計	98,014	

10 13
0620 （政治団体用）

（その7）

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	政治団体		
14 16			17 団体の名称 76	77 金額 88 十億	百万	千	円	年月日	89 主たる事務所の所在地 108	代表者の氏名	備考
			関東信越税理士政治連盟			20	000	H.28.01.27	さいたま市大宮区桜木町4-333-10 04Sビル14F	井部俊一	
			埼玉県税理士政治連盟			8	000	H.28.02.18	さいたま市大宮区大成町1-289-2 埼玉税理士会館	大石 敬	
8 0 0			この頁の小計			10	000				
8 1 0			その他の寄附								
9 0 0			合計			10	000				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
	十億 百万 千 円	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 十億 百万 千 円	
1 経常経費			
(1) 人件費			
(2) 光熱水費			
(3) 備品・消耗品費			
(4) 事務所費			
小計	0	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	239,000		
(2) 選挙関係費			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	81,504	0	
ア 機関紙誌の発行事業費			
イ 宣伝事業費			
ウ 政治資金パーティー開催事業費			
エ その他の事業費	81,504		
(4) 調査研究費			
(5) 寄附・交付金			
(6) その他の経費			
小計	320,504	0	
合計	320,504		

(その15)

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 （組織対策費）		
支出の目的	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
平成28年度総会	119,000	H28.05.11	割烹千代田	さいたま市浦和区岸町7-4-6	
意見交換会	102,000	H28.11.27	銀座アスター浦和賓館	さいたま市浦和区仲町2-1-15	
ゴルフコンペ賞品	16,000	H28.11	伊勢丹浦和店	さいたま市浦和区高砂1-15-1	
この頁の小計	237,000				
その他の支出	2,000				
合計	239,000				

(その15)

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 その他の事業費 （講演会参加費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査費用	十億 百万 千 円 10,800	H28.05.23	税理士法人小滝会計	さいたま市浦和区高砂1-2-1エイペックスタワー306	

この頁の小計	10,800
その他の支出	70,704
合計	81,504

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 5 月 10 日

政治団体の名称　税理士による武正公一後援会

会計責任者の氏名　栗原靖治　　栗原

※　解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名　　印

政治資金監査報告書

平成　29年5月11日

税理士による武正公一後援会
　代表　平山　正夫　　殿

登録政治資金監査人
登　録　番　号　第　1446　号
研修修了年月日　平成20年11月28日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による武正公一後援会の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、税理士による武正公一後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

税理士による武正公一後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による武正公一後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上